

## 八尾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、本市に八尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民（法第6条第2項に規定する保護者を含む。）

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させるため必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、子ども・子育て会議に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会に座長及び副座長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 座長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（会議）

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

（関係者の出席）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 最初に招集される子ども・子育て会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

八尾市児童福祉審議会委員

を

」

「

八尾市児童福祉審議会委員

八尾市子ども・子育て会議委員

に改める。

」